

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県

2 構造改革特別区域の名称

宮城県認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮城県内のうち石巻市、塩竈市、古川市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、涌谷町、田尻町、小牛田町、南郷町、女川町、本吉町、唐桑町、南三陸町の全域

4 構造改革特別区域の特性

宮城県（以下、県という。）における要介護等認定者は、平成12年4月の介護保険制度施行時には、34,765人であったものが、平成17年4月には68,807人まで増加しています。また、65歳以上人口に占める要介護等認定者の割合を見ても平成12年4月には8.6%だったものが、平成17年4月には14.9%まで増加しています。さらには、認知症高齢者数（推計値）も平成12年には約28,900人だったものが、平成17年には36,400人となり、さらには平成27年には53,100人まで増加するものと見込まれています。

県では、平成12年3月に高齢者保健福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化した「みやぎ高齢者元気プラン」を策定し、平成15年3月には当該プランを見直し、「第2期みやぎ高齢者元気プラン」を策定し、きめ細かな高齢者施策の展開を図っています。本プランの基本理念として、「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を掲げ、だれもが、住み慣れた自宅や地域の中で、みんなで支え合いながら、必要なサービスを自由に選択し、それぞれの生活スタイルを保ちながら暮らし続けることができるよう居宅サービスの充実を図り、施設に依存しない介護環境の充実を進め、「年をとっても、認知症になっても、障害を持っても、それぞれの地域での暮らし」を実現するこだわりのある生活を支えることとしています。県としては、こうした基本理念を具体化する一つの手段として、本事業を全県的に推進していくこととしていますが、緊急的に事業を行うニーズ等があり、本事業の実施を希望する市町村において事業を行い、将来的には特別区域の拡大を図って行く予定です。

5 構造改革特別区域計画の意義

あらかじめ、利用期間（退所日）を定めて認知症高齢者グループホーム（以下、グループホームという。）を利用できるようにすることにより、次のような意義が考えられます。

(1) 認知症高齢者や、その家族の臨時、緊急ニーズに対する受け皿

地域の身近な場所に家族が安心して預けられる短期入所サービスが利用できるようにより、可能な限り在宅生活を続けたいと考えている高齢者とその家族の支えになります。

(2) 介護する家族等の負担軽減

地域の身近な場所であって認知症ケアの専門的な施設に、一時的に預けることができるようになれば、認知症高齢者を抱える家族等の負担軽減につながり、より長期間に渡り、介護を行うことができるようになります。

(3) 体験的利用による入居後のリロケーションダメージ（移り住みの害）の緩和

認知症高齢者は、一般的に環境の変化に適応することが難しいといわれており、正式に、グループホームへ入居する前に体験的に利用することができれば、利用者自身がなじみの環境を構築することができ、リロケーションダメージの緩和につながります。

(4) 長期的に安定した事業運営への支援

県全体を見ても、認知症高齢者グループホームの整備はすすんでいます。その一方で一部の施設においては、空き部屋が見受けられます。また、利用者が入院した場合は、事業者はその期間、介護報酬を得ることができなくなり経営を逼迫するケースも生じています。

このため、あらかじめ退所日を定めた短期利用ができることにより、空き部屋の有効活用が図られます。また、利用者が入院した場合、その期間、短期利用者の受入が可能となり、事業者は収入を確保することができ、さらに、入院した利用者も退居のリスクが回避され、退院後はなじみの環境のグループホームに戻ることができます。

6 構造改革特別区域計画の目標

前述のとおり、県では、平成15年3月に、高齢者保健福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化した「第2期みやぎ高齢者元気プラン」を策定し、「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を基本理念として掲げています。

グループホームの短期利用を実施することにより、家族介護者の休養や急病などの緊急ニーズに対する受け皿となり、在宅生活する認知症高齢者に対しグループホームにおいて、専門的なケアが提供できるようになります。この取り組みにより、だれもが、住み慣れた自宅や地域の中で、「年をとっても、認知症になっても、障害を持っても、それぞれの地域での暮らし」を実現するこだわりのある生活を支えることを目標とします。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

グループホームでの短期利用を行うにあたり、今まで以上に家族、地域のケアマネージャー、関係機関等がグループホームを中心に連携していくことが予想され、地域内での交流が図られやすくなるという社会的効果が期待できます。

また、各関係者が地域においての認知症への理解が深まり、地域の介護力が高まることにより、地域住民が安心して暮らせる社会の実現に寄与します。

8 特定事業の名称

9 3 2 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

別 紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

- (1) 規制の特例措置の番号 932
- (2) 規制の特例措置の名称 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の認知症対応型共同生活介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域内の認知症対応型共同生活介護事業所において、あらかじめ利用期間（退所日）を定めて、認知症対応型共同生活介護を利用することができるようにする。

(1) 特例措置の適用を受けることを想定している事業所

	申請者名称	申請者所在地	事業所名称	事業所所在地	定員	ユニット数
1	有限会社カナガミケ アリンク	角田市角田字田町123 番地6	グループホーム花水木	角田市角田字中島上170 -21	9	1
2	社会福祉法人 大泉会	刈田郡蔵王町宮字町8 番地	グループホーム ふるさと	刈田郡蔵王町宮字下別当 72番地	18	2
3	社会福祉法人 鶴寿会	柴田郡川崎町大字川内 字芋ノ窪16番地の3	痴呆性高齢者 グループホームさわやか	柴田郡川崎町大字川内字 笹畑8番3	9	1
4	有限会社 朋悠生活研究舎	仙台市青葉区昭和町3 番55-301号	グループホームゆう柴田	柴田郡柴田町剣崎二丁目 4番3号	9	1
5	社会福祉法人 ライフケア赤井江	岩沼市下野郷字浜243 番地39	グループホームあぶくま	岩沼市阿武隈一丁目8番3 8号	18	2
6	有限会社 ドリームライト	仙台市青葉区荒巻本沢 三丁目16番5号	グループホームドリームラ イトひかりの里	黒川郡富谷町成田八丁目 4番10号	9	1
7	社会福祉法人 宮城福祉会	名取市手倉字山208- 1	名取市グループホームこ もれびの家	名取市手倉田字山212番 地	27	3
8	株式会社 ケア・アソシエイツ	東京都港区六本木六丁 目2番33号	グループホーム ゆうゆう・多賀城	多賀城市高崎3-29-1	27	3

	申請者名称	申請者所在地	事業所名称	事業所所在地	定員	ユニット数
9	社会福祉法人ユニケア	亶理郡亶理町逢隈十文字字宮前79番地1	グループホーム たいじん荘	亶理郡亶理町逢隈十文字字宮前79番地1	18	2
10	有限会社彩井美	古川市大宮七丁目3番22号	グループホームコスモス	志田郡松山町千石字岡田256-1	9	1
11	社会福祉法人 まりやの家	栗原市金成津久毛字小迫高見山7番地1	グループホーム ふかふか・はうす	玉造郡鳴子町字南原120番地の1	18	2
12	有限会社ポブラ	遠田郡小牛田町牛飼字牛飼38番地の1	有限会社ポブラグループ ホーム歩風楽	遠田郡小牛田町牛飼字牛飼38番地の1	9	1
13	有限会社バイタル・サポート	遠田郡田尻町北小牛田字荒台58番地	グループホーム たじりの杜	遠田郡田尻町大嶺字薬師53番地の2	18	2
14	社会福祉法人寿清会	古川市清滝字笹森118番1	グループホーム笹森の屋	古川市清滝字笹森118番1	18	2
15	プロンプター甲斐 有限会社	古川市飯川字要害649番地	プロンプター甲斐 有限会社	古川市飯川字要害649番地	9	1
16	社会福祉法人槃特会	登米市米山町桜岡貝待井34番地の1	グループホームさくらおか	登米市米山町桜岡大又232番地の2	8	1
17	医療法人掬水会	名取市高館熊野堂字岩口下1番地の2	グループホームあさみず	登米市中田町浅水字上川面65番地の1	33	4
18	社会福祉法人 まりやの家	栗原市金成津久毛字小迫高見山7番地1	グループホーム まりやの家	栗原市金成津久毛字小迫高見山7番1号	9	1
19	社会福祉法人 宮城福祉会	名取市手倉字山208-1	痴呆性高齢者グループホーム山王こもれびの家	栗原市一迫町真坂字新道満3-1,4-1,5-1	27	3
20	医療法人財団弘慈会	栗原市若柳字川北堤下27番地	グループホーム まいはあと	栗原市若柳字福岡谷地畑浦88番地	27	3
21	医療法人佳仁会	栗原市一迫真坂字町東56番地	グループホーム けやきの里	栗原市一迫真坂字町東28番地	18	2
22	有限会社 豊石介護センター	石巻市須江字豊石50番地の2	グループホーム親孝行	石巻市須江字沢尻55番地	18	2
23	社会福祉法人唐桑町社会福祉協議会	本吉郡唐桑町字石浜282番地3	唐桑町痴呆性高齢者グループホーム「桑の実」	本吉郡唐桑町字只越346番地19	9	1
24	特定非営利活動法人なごみ	気仙沼市田中36番地の1	グループホームぼらん	本吉郡本吉町後田114番地12	9	1

(2) 特定事業を実施する区域

宮城県内のうち石巻市、塩竈市、古川市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、富谷町、

大衡村、色麻町、加美町、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、涌谷町、田尻町、小牛田町、南郷町、女川町、本吉町、唐桑町、南三陸町の全域

(3) 事業期間

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から継続的に実施

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特定事業に係る居宅サービス費について

居宅サービス費の対象とするのは、特別区域内の介護保険被保険者とする。

認知症対応型共同生活介護費を算定し、利用した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日30単位を加算する。

居宅サービス区分（介護保険法第43条第1項に規定する居宅サービス区分をいう。以下同じ。）及び同条第4項に規定する居宅サービスの種類に含まれ、同条第2項に規定する居宅介護サービス費区分支給額限度基準額及び同条第5項に規定する居宅介護サービス費種類支給額限度基準額に係る保険給付の制限の対象とする。

居宅サービス区分に含まれる他の居宅サービスと同様に、介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画において、保険給付の対象となるサービスを受けたとき等を居宅介護サービス費の代理受領の要件とする。

(2) 特定事業の運営について

1の共同生活住居における短期利用者（あらかじめ利用期間（退所日）を定めて認知症対応型共同生活介護を利用する者をいう。以下同じ。）は、1とすること。

あらかじめ定める利用期間は30日以内とすること。

短期利用者は要介護者であって、認知症であるものに限ること。

1の共同生活住居における入居定員は、短期利用者を含め、5人以上9人以下であること。

短期利用者は空いている居室又は短期利用者専用の居室を利用するものとし、入院・外泊中の利用者がある場合にはその居室は利用せず、休憩室及び予備室等を利用するものとする。なお、いずれの場合においても、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定基準」という。）を満たしていること。

職員の人員配置等についても、指定基準を満たしていること。

家賃及び光熱水費等については、所定の月額の家賃を日割りで算出する等の適正な費用を設定すること。

(3) 他市町村の住民が短期利用する場合には、事業者の所在市町村は事業者から他市町村の住民が利用する旨の報告を受けるようするとともに、当該他市町村に対し、本事業の内容と支給限度額管理の事務について説明することとする。